

議案第 3 1 号

天理市立公民館条例の一部改正について

天理市立公民館条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年 3 月 5 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市立公民館条例の一部を改正する条例

天理市立公民館条例（昭和61年 3 月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

天理市立中央公民館	天理市川原城町7 3 9番地
天理市立東部公民館	天理市豊井町87番地

」

を

「

天理市立東部公民館	天理市豊井町87番地
-----------	------------

」

に改める。

第 8 条中「天理市立中央公民館については別表第 1 に、その他の公民館については別表第 2 」を「別表」に改める。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中「天理市立中央公民館以外の公民館使用料」を「天理市立公民館使用料」に改め、同表を別表とする。

附 則

この条例は、平成24年10月 1 日から施行する。